

リコール防止と食品表示検定の役割

1. 食品自主回収の現状

食品衛生法及び食品表示法の改正に伴い、2021年6月から食品の自主回収の都道府県への届け出が義務化されました。2022年2月に株式会社インフォーマットが運営するフーズチャンネルが公表した、届け出義務化以降に発表された自主回収の理由と品目まとめによれば、「不正表示」を原因とするものが62%と約3分の2を占め、以下「品質不良」(26%)、「異物混入」(4%)、「包装不良」(2%)、「その他」(6%)でした。不正表示の内訳は「アレルギー不正表示」(30%)、「賞味期限不正表示」(23%)、「その他不正表示」(9%)でした。表示に関係する原因が過半を占めますが、この傾向は自主回収の届け出が義務化される以前の傾向と変わりません。

2. 食品表示検定の狙い

食品表示検定協会（以下、「協会」という。）は、食品表示に関する知識の普及・啓発を行うとともに、食品表示に関する知識を有する人材の育成、資質の向上等を目的に2009年に設立されました。

日々の生活の中で流通する食品は消費者の需要に応じ多様化し、食品表示は消費者が食品を正しく取り扱うための情報源として大変重要な役割を担っています。メーカーや小売業など、食品を提供する事業者は、常に安全・安心な食品を提供することが求められており、食品に適切な表示をするだけでなく、問合せがあった場合には消費者に対して説明ができるだけの知識が必要となります。食品に関わるすべての皆様に、食品表示に関する知識を点検する機会として食品表示検定を活用していただきたいと願っています。

3. 問題の特徴、テキスト

食品表示検定には初級、中級、上級のレベルが設けられています。初級は食品表示の基本的な問題が主で、食品メーカーや流通業の社員、パートタイマーのほか、一般消費者や学生を対象に考えています。中級は食品表示の専門的な知識が含まれるため、商品開発や品質管理の担当者、マネージャークラスを想定しています。2011年から始めた上級は食品表示の専門家向けで、食品表示を作成する実務者や品質管理部門の責任者、食品表示に関する機関やコンサルタントを対象と想定しています。

受験者の学習を支援するため、協会ではテキストの作成にも力を注いでいます。初級、中級試験のテキストを2年ごと、交互に改訂し、頻繁に改正される食品表示制度をフォローし、食品表示制度に関する最新の知識を提供するよう努力しています。

4. 受験者、合格者の推移

食の生産、製造、流通等の現場で専門知識が必要な方から一般消費者の方まで幅広く受験していただいた結果、食品表示検定の累計受験者数は2021年末で15万2911人、合格者は7万4505人となりました。近年、食品表示検定の受験を推奨する企業や団体も増え、合格者に与えられる食品表示診断士の名称と協会のロゴを名刺に記載される方もしばしば見かけるようになりました。また食品表示診断士の資格を採用の条件とする企業もあると聞いており、品質管理のための有用な資格として活用されているようです。

受験者の属性を見ると、中級、上級試験では食品製造業の割合が高いのに対し、初級では食品小売業からの受験者割合が高く、初級、中級試験の狙いに沿った受験生を集めていることがうかがえます。

5. 食品表示活用研究会の活動と力量のブラッシュアップ

2015年度に、協会が上級合格者を対象に5回の勉強会を実施しましたが、その際、参加者から継続して勉強したいとの要望が寄せられ、食品表示活用研究会の発足につながりました。当初20名で発足しましたが、2021年には190名が参加するまでになりました。研究会は上級食品表示診断士の有志により自主的に運営されており、協会が研究会の事務局を務めるとともに、講師謝金や会場借料などの支援を行っています。活動内容としては、消費者庁との定期的な意見交換、有識者を招いての食品表示に関する理解向上、会員同士の情報交換の促進による課題解決、消費者への食品表示ルールの理解促進、食品表示に関する調査研究の実施などの諸活動を、事業者実務部会、専門家との交流部会、消費者部会の3つの部会活動を通じて展開しており、食品表示診断士の力量の維持向上のほか、食品表示診断士資格のメリットにもつながっています。

(本稿は月刊 HACCP2022年6月号に掲載された原稿を再構成したものです。詳しくは月刊 HACCP をご覧ください。)

令和4年6月1日